

記入例

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR検査及び抗原検査）の 委託契約締結に関する委任状

代理人 一般社団法人滋賀県医師会 会長 越智 眞一
委任者

医療機関名 (保険医療機関番号)	●●医院 (251xxxxxxx) ※医科保険医療機関の場合、7桁の前に251が付きます						
代表者氏名	滋賀 太郎 ㊟						
郵便番号	〒xxx-yyy						
医療機関所在地	〇〇市〇〇町X番地						
電話番号	XXXX-XX-XXXX						
FAX番号	YYYY-YY-YYYY						
メールアドレス	abcd@edf.ghi.jk.jp						
診療・検査対応可能 曜日および時間数	月	火	水	木	金	土	日
	5	5	5	—	5	3	—
検査方法 (検体採取方法) (該当するものに○ (複数選択可))	<input type="radio"/>	鼻咽頭拭い液 (PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査 (簡易キット))					
	<input type="radio"/>	唾液 (PCR検査または抗原定量検査)					
	<input type="radio"/>	鼻腔拭い液 (PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査 (簡易キット))					
検査対象者 (該当するものに○ (複数選択可))	<input type="radio"/>	かかりつけ患者 (初診患者含む)					
	<input type="radio"/>	他院からの紹介患者					
	<input type="radio"/>	受診・相談センターからの案内患者					

当院は、一般社団法人滋賀県医師会 会長 越智 眞一 に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)(その後改正を含む。以下「行政検査通知」という。)に規定された行政検査の実施に係る委託契約に関する下記の権限を委任いたします。

記

1 PCR 検査（唾液、鼻腔拭い液（自己採取したもの））又は抗原検査（唾液、鼻腔拭い液（自己採取したもの））に係る委託契約を希望する場合

- 新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査（唾液、鼻腔拭い液（自己採取したもの））又は抗原検査（唾液、鼻腔拭い液（自己採取したもの））、滋賀県または大津市からの行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項
- 当院が本件行政検査通知に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの滋賀県または大津市に対する表明

（以下、全ての□にチェックがつくことが必要）

- 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられていること（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと（注）
- 必要な検査体制が確保されていること
- 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。具体的には、以下のような要件が満たされていることであり、詳細は、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について（その2）」（令和2年6月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）を参照すること。
 - ・ 標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
 - ・ 採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

2 1に加え、PCR 検査（喀痰、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの）等の唾液及び鼻腔拭い液（自己採取したもの）以外の検体）又は抗原検査（鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの）、鼻咽頭拭い液）も実施することを希望する場合

- 新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査（喀痰、鼻咽頭拭い液、鼻腔拭い液（医療従事者が採取したもの）等の唾液、鼻腔拭い液（自己採取したもの）

以外の検体)又は抗原検査(鼻咽頭拭い液)の実施について、滋賀県またはお大津市からの行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項

- 当院が本件行政検査通知に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの滋賀県または大津市に対する表明

(以下、全ての□にチェックがつくことが必要)

- 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられていること(少なくとも診察室は分けることが望ましい) こと (注)
- 必要な検査体制が確保されていること
- 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。具体的には、以下のような要件が満たされていることであり、詳細は、「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について(その2)」(令和2年6月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)を参照すること。
 - ・ 標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
 - ・ 採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
 - ・ 鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を装着すること。
 - ・ エアロゾルが発生する可能性のある手技(例えば気道吸引、下気道検体採取等)を実施する場合は、N95マスク(またはDS2など、それに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を装着すること。

(注) 動線を分ける方法としては、診察時間帯の区別、院外・車越し診察といった方法もありますので、医療機関の構造に応じて柔軟にご対応ください。

(参考)

「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について(その3)」(令和2年10月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)(抜粋)

2. 新型コロナウイルス感染症患者(同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。)を診察する際

の感染予防策について

(1) 各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講じること。

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。

- ・同患者から採取された唾液又は鼻腔拭い液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

- ・医療従事者が同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

- ・同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（またはDS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

- ・同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。

- ・基本的にシューズカバーをする必要はないこと。

- ・个人防护具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。